

文部科学部門

税制改正重点要望事項

2010年10月14日
民主党文部科学部門会議

※ 重点要望：租特等を中心とする各部門の各省への要望のうち、部門として特に重視し、党税制改正PTに要望するもの（3つ以内）

○ 学校法人に対する個人からの寄附の税額控除の導入

学校法人に対する個人からの寄附について、新たに寄附額の一定割合を所得税から控除する税額控除制度を導入する。

○ 日本版「ランド・ギビング」信託の創設

非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、寄附金控除の適用等の所要の税制措置を講じる。

○ 公益社団・財団法人が設置する能楽堂、一般社団・財団法人が設置する博物館・図書館における固定資産税等の優遇措置の創設等

公益社団・財団法人が設置する能楽堂の固定資産税等の1／2減免措置を延長する。

特例民法法人から一般社団・財団法人に移行する博物館・図書館の固定資産税等の非課税措置を講じる。

（参考）寄附金控除の年末調整の対象化について

寄附金控除の年末調整の対象化については、いくつかの団体から要望があったが、別の団体からは経理システムの改修コストや控除対象法人の確認コスト等の観点から、慎重な対応を求める要望があった。

本件要望は、こうした執行面の課題を解決することができれば、寄附文化の拡大に大きく寄与するものであり、いずれにしても税制改正PT等の横断的な場での検討を期待する。

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（国税用）

(文部科学部門)

新設・拡充・延長		
制度名	学校法人に対する個人からの寄附の税額控除の導入	
税目	所得税	
要望の内容	学校法人に対する個人からの寄附について、新たに寄附額の一定割合を所得税から控除する税額控除制度を導入する。	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	3,704 百万円 (一千万円)

(1) 政策目的

我が国が発展を図り、また豊かな社会を築いて行く上で、教育等を振興することは重要である。これらの活動を振興する上で、公益的活動を行う学校法人の活動の財政基盤を強化し、それぞれの活動を活発化させていくことが望まれ、そのための方策として、学校法人に対する個人からの寄附を促進することが必要である。

(2) 施策の必要性

平成22年度の税制改正により、個人が学校法人等に寄附した場合の控除下限額が引き下げられ、個人からの寄附を促進する環境の充実が図られたところであるが、政府として、従来の行政機関ではなく、地域の住民が、教育等に共助の精神で参加する公共的な活動である「新しい公共」の実現を担う主体を支援することが重要であり、その主体を財政的に支える寄附の重要性が一層高まっている。

私立学校は、個人の自主的な取り組みとして、その財産を投じて公の性格を有する学校として設置されたものであり、学校法人を解散する場合もその残余財産については寄附者に戻されることはなく、教育活動に充てられることとなっている。また、学校法人は、その運営について国や地方公共団体から補助金を受けているものの、その収入の大半は学生・生徒からの納付金や寄附金、事業収入によるものであり、地域住民や学生・生徒、卒業生等が支える仕組みとなっており、「新しい公共」を担う主体の1つである。

なお、市民公益税制PTの中間報告において、学校法人と住民との関わりについて言及されているが、その地域の中で住民と関係を有して教育や研究の活動をしており、その他、学校の運動会や文化祭等の行事、大学が行う住民向けの公開講座、大学等学生規模の大きなものであれば、経済効果を含めてその地域全体に密接に関係を有するものもある。また、大学については、教育基本法において平成18年の改正により、社会の発展に寄与することが明記され、各大学において地域と協力した様々な取組が進められているおり、今後も一層の取組が期待されるところである。

また、運営の透明性の確保については、学校法人について教育基本法や私立学校法の趣旨を踏まえて情報公開に取り組んでおり、大学等の高等教育機関を設置する文部科学大臣所轄の学校法人では、財務情報等の一般公開を行っている法人の割合は年々増加し、平成21年度調査では92.2%となっている。また、学生数等大学の教育研究に関する情報公開については、平成22年5月に学校教育法施行規則を改正し、平成23年4月からインターネット等を利用して広く周知を図ることを義務付けたところである。

新設・拡充又は延長を必要とする理由

今回の要望に関連する事項	有効性	政策体系における政策目的の位置付け	特色ある教育研究を展開する私立学校の振興												
		政策の達成目標	教育の振興を図るため、学校法人については、寄附金収入等財源の多様化を促進し、その経営基盤の強化と大学等における教育研究活動の活性化を図る。												
		租税特別措置等の適用又は延長期間													
		同上の期間中の達成目標													
		政策目標の達成状況	学校法人の経営基盤、財政基盤については、寄附金等の外部資金の活用により強化が図られているものの、近年の少子化や厳しい経済・雇用情勢も踏まえ、より一層の環境整備が必要とされている。												
		要望の措置の適用見込み	文部科学大臣所轄学校法人（688法人）												
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		<p>学校法人に対する個人からの過去の寄附実績は以下のとおりであり、税額控除が導入された際には、一層、寄附者や寄附額が増加するものと考えられる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17年度</th><th>H18年度</th><th>H19年度</th><th>H20年度</th><th>H21年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人</td><td>—</td><td>—</td><td>219,085</td><td>197,264</td><td>142,035</td></tr> </tbody> </table> <p>調査対象：個人から現金寄附を受けた学校法人。入学時寄附金を除く。 調査時点：当該年度の翌年度 ※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかつたものを示す。</p>			H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	学校法人	—	—	219,085	197,264	142,035
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度										
学校法人	—	—	219,085	197,264	142,035										
要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)		<p>2. 寄附額 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>H17年度</th><th>H18年度</th><th>H19年度</th><th>H20年度</th><th>H21年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学校法人</td><td>—</td><td>—</td><td>20,308,995</td><td>19,405,103</td><td>19,208,251</td></tr> </tbody> </table> <p>調査対象：個人から現金寄附を受けた学校法人。入学時寄附金を除く。 調査時点：当該年度の翌年度 ※「—」については、現物寄附及び入学時寄附に関する寄附額が不明であり切り分けられなかつたものを示す。</p>			H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	学校法人	—	—	20,308,995	19,405,103	19,208,251
	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度										
学校法人	—	—	20,308,995	19,405,103	19,208,251										

		当該要望項目以外の税制上の支援措置	・法人から学校法人に対する寄附金の特別措置（法人税法） ・個人から学校法人に対する現物寄附に係る譲渡所得の非課税措置（租税特別措置法）
		予算上の措置等の要求内容及び金額	(平成22年度) ・私立大学等経常費補助 3,222億円 ・私立高等学校等経常費助成費等補助 999億円
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係		例えば、学校法人に対しては、①私立学校の教育条件の維持向上、②在籍する学生等に係る修学上の経済的負担の軽減、③経営の健全性の向上を通じ、私立学校の健全な発達に資することを目的として国等による助成が一部行われている。 一方、教育等の公益的活動を行う法人等が安定的・継続的に活動を行っていくためには、国等からの助成に加えて多様な財源の確保を図り、財政基盤を強化していくことが重要である。寄附の確保・増加に向けた取組は、このような観点から、各法人等が自主的に行っており、寄附金控除に税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とすることにより寄附者が寄附しやすい環境を充実することは、寄附の確保・増加に向けた各法人等の自主努力を支援するものとなる。 このように、国等による助成は法人等を直接支援するもの、また、寄附税制は法人等に対し寄附を行う国民に優遇措置を行うものとして、異なる役割を担うものであり、両者あいまって、各学校法人の健全な経営に資するものとして、重要な役割を果たしており、私立学校への補助を規定する私立学校振興助成法においても、国又は地方公共団体による助成の規定と並んで学校法人が寄附金の募集を容易にできるよう国又は地方公共団体による税制上の措置を講ずるよう努めることを規定している。
	要望の措置の妥当性		寄附金控除について税額控除を導入し、現行の所得控除との選択制とすれば、特に少額寄附の促進が期待でき、寄附実績の拡大や寄附文化の醸成を図ることができる。
これまでの租税特別措置等の適用実績と効果に関する事項	租税特別措置等の適用実績		
	租税特別措置等の適用による効果(手段としての有効性)		

	前回要望時 の達成目標	
	前回要望時 からの達成 度及び目標 に達してい ない場合の 理由	
	これまでの 要望経緯	新規

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

(文部科学部門)

新設・拡充・延長・その他	
制度名	公益社団・財団法人が設置する能楽堂、一般社団・財団法人が設置する博物館・図書館における固定資産税等の優遇措置の創設等
税目	固定資産税、不動産取得税、都市計画税
要望の内容	<p>【能楽堂】</p> <p>○ 公益社団・財団法人が設置する能楽堂の固定資産税、不動産取得税、都市計画税の 1／2 減免措置を延長する。</p> <p>【博物館・図書館】</p> <p>○ 一般社団・財団法人が設置する博物館、図書館の固定資産税、不動産取得税、都市計画税の非課税措置を講じる。</p>
減収見込額 (制度自体の減収額)	(初年度) 約 2 億円 (平年度) 約 2 億円

<p>(1) 政策目的</p> <p>【能楽堂】</p> <p>公益社団法人又は公益財団法人が設置・取得する能楽堂について、固定資産税等の優遇措置により、低廉な価格による公開活動を促進し、伝統芸能の保存・継承を図る。</p> <p>【博物館・図書館】</p> <p>公益法人制度改革に伴い設けられた一般社団・財団法人が設置する私立博物館、私立図書館について、固定資産税等の非課税措置を講ずることにより、新公益法人制度への円滑な移行を図るとともに、私立博物館、私立図書館の振興を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>【能楽堂】</p> <p>能楽に代表される伝統芸能は、我が国の長い歴史の中で培われ、その芸術性が高められたかけがえのない文化財であるが、このような無形の文化財は「わざ」そのものであるため、次世代への保存・継承のためには、記録として残すだけでなく、広く公開がされることが重要である。多くの場合、公益法人によって公開が行われているが、伝統芸能の種類によっては特別の形態の舞台が必要とされるため、公開を行う公益法人自体が舞台施設を保有しなければならない状況にある。</p> <p>一方、法人の経営は収益を目的としていないため、その運営は厳しいものであり、能楽堂は公開を通じた保存・継承を図る上で必須であることから、固定資産税等の優遇措置が必要である。</p> <p>【博物館・図書館】</p> <p>一般社団・財団法人の設置する博物館、図書館は、すでに固定資産税等が非課税とされている公益社団・財団法人等の設置する施設に較べ、その公益性に差があるものではなく、貴重な資料の保存、研究、展示、書籍の収集、貸し出し等、当該施設の担っている役割に鑑みると、地方公共団体にとっても存在意義の大きなものである。</p> <p>また、公益法人制度改革に伴い設けられた一般社団・財団法人のうち図書館、博物館を設置するものは、特例民法法人から移行するものがほとんどである。これらの施設は、以前からその公益性に鑑み固定資産税等が非課税とされていたところであり、新しい制度への円滑な移行を図り、民による公益の増進に寄与する観点から、公益社団・財団法人の設置するものと同様に固定資産税等の非課税措置を講じる必要がある。</p>			
<p>本要望に対応する縮減案</p>			
本要望に 対応する 縮減案			
事項	今回の要望に 関連する 合理性	政策体系 における 政策目的の 位置付け	<p>【能楽堂】 文化による心豊かな社会の実現</p> <p>【博物館・図書館】 生涯学習社会の実現、地域の教育力の向上</p>

		<p>政策の達成目標</p> <p>【能楽堂】 公益社団法人、公益財団法人が設置・取得する能楽堂に対する固定資産税等の優遇措置を認め、これら法人の経営を安定化させるとともに、その活動を活発化させることで、低廉な価格による伝統芸能の公開活動を促進する。</p> <p>【博物館・図書館】 地域の博物館、図書館の振興により、地域における学習活動を活性化させるとともに、地域の様々な現代的課題等への対応を図り、総合的に地域の教育力の向上を図る。</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</p> <p>同上の期間中の達成目標</p>	
	政策目標の達成状況	<p>【能楽堂】 現在、公益認定等委員会において認定が進んでいる段階であり、多くの特例民法法人は認定の手続き中である。（なお、本年4月に能楽に関する統括団体である能楽協会が公益認定を受けており、今後認定が増えるものと思われる。）</p> <p>【博物館・図書館】 新規要望</p>
有効性	<p>要望の措置の適用見込み</p> <p>【能楽堂】 11施設</p> <p>【博物館・図書館】 博物館 29館 図書館 3館</p>	<p>【能楽堂】 固定資産税等の優遇措置を認め、これら法人の経営を安定化させるとともに、その活動を活発化させることで、低廉な価格による伝統芸能の公開活動を促進する。</p> <p>【博物館・図書館】 現在、博物館、図書館を設置する特例民法法人が、新しい制度に円滑に移行することを可能とし、民による公益の増進に寄与する。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	<p>【能楽堂】 なし</p> <p>【博物館・図書館】 ・従来の公益法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する博物館、図書館において、平成25年度まで固定資産税及び都市計画税を免除（不動産取得税は課税。）。</p>

		<p>予算上の措置等の要求内容及び金額</p> <p>【能楽堂】 ①重要無形文化財保存特別助成金（H22 予算額 232 百万円） ②重要無形文化財伝承事業費補助（H22 予算額 142 百万円） ③重要無形文化財等公開事業費補助（H22 予算額 46 百万円）</p> <p>【博物館・図書館】 なし</p>
	<p>上記の予算上の措置等と要望項目との関係</p>	<p>【能楽堂】 上記①②③の補助金は、重要無形文化財の保存・継承のために特に予算措置を行うものであり、広く国民一般に対して低廉な価格による公開活動の促進を図ることは主目的としていない。</p> <p>【博物館・図書館】 なし</p>
	<p>要望の措置の妥当性</p>	<p>【能楽堂】 一定の基準を満たす主体に対し、公平・中立に公開・公演の促進等のインセンティブを講ずることが適当であることから、個別具体的な事情も考慮し各件別に所管省庁が交付決定を行う補助金や審査会を経て採択を決定する支援事業ではなく、税制で措置することが適当である。また、その地域の文化振興に資するため、地方税で措置することが適当である。</p> <p>【博物館・図書館】 図書館、博物館の高い公益性に着目し、一般社団・財団法人が設置するものについても他の法人類型が設置するものと同様に固定資産税等を非課税とすることで、新しい制度への円滑な移行を図り、民による公益の増進に寄与することができる。また、図書館、博物館は当該地域の教育力の向上や学習活動の振興に資するものであるため、地方税で措置することが適当である。</p>
<p>これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項</p>	<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>【能楽堂】 なし</p> <p>【博物館・図書館】 新規要望</p>
	<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>【能楽堂】 なし</p> <p>【博物館・図書館】 新規要望</p>

	前回要望時の達成目標	<p>【能楽堂】 固定資産税等の優遇措置を認め、これら法人の活動を活発化させることで、低廉な価格による公開活動を促進する。</p> <p>【博物館・図書館】 新規要望</p>
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	<p>【能楽堂】 現在、公益認定等委員会において認定が進んでいる段階であり、多くの特例民法法人は認定の手続き中である。（なお、本年4月に能楽に関する統括団体である能楽協会が公益認定を受けており、法人へのアンケートでも今後認定が増えると予想される。）</p> <p>【博物館・図書館】 新規要望</p>
これまでの要望経緯		<p>【能楽堂】 平成20年度税制改正において、新公益法人制度を所掌する内閣府から、公益法人制度改革の実施時期に合わせ、現代舞台芸術施設を含め広い範囲で提案されたが、調整の結果、能楽堂に絞った措置となった。</p> <p>【博物館・図書館】 平成20年4月に成立した「地方税法等の一部を改正する法律」においては、従来の公益法人から一般社団・財団法人に移行した法人が設置する施設について、平成25年度まで固定資産税及び都市計画税が免除されている（不動産取得税は課税）。</p> <p>また、平成22年度税制改正大綱において、「特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行する法人が設置する図書館、博物館及び幼稚園に係る固定資産税、都市計画税及び不動産取得税について、移行状況や施設の使用・経営実態等を調査したうえで、平成22年度に結論が得られるよう必要な検討を行います。」とされた。</p>

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（国税用）

(文部科学部門)

新設・拡充・延長		
制度名	日本版「ランドギビング」※信託の創設（非営利団体に寄附する信託の寄附優遇対象化）	
税目	所得税、法人税、相続税	
要望の内容	<p>個人寄附者とNPO法人や一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能を強化する観点から、非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、所要の税制措置を講じる。</p> <p>(1) 信託する金銭に対する寄附金控除の適用 (2) 受託財産からの運用収益に対する非課税措置 (3) 受給者に交付される金銭に対する適切な課税措置 (4) 寄附金控除における繰越控除制度の創設 (5) 金銭の寄附を目的とする有価証券や不動産等の処分に係る譲渡益に対する非課税制度の導入</p> <p>※ 計画的寄附。アメリカでは、例えば非営利団体への寄附を目的に金銭を信託した場合、寄附金控除が受けられるほか、委託者の生存中（または一定期間）、信託財産の一定額が委託者にも戻され、信託期間終了後（又は委託者死亡後）には、残余財産が非営利団体に交付される。</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	161 百万円 (一 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 「新しい公共」宣言（平成 22 年 6 月 4 日「新しい公共」円卓会議）や新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等に盛り込まれている「新しい公共」の実現のためには、その担い手となる NPO 法人や一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体の活動を市民や企業が参加して積極的に支え合うことが重要である。そのため、非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人が寄附しやすい環境の整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 市民一人一人からの寄附は非営利団体の活動を資金面で支えるものであるが、我が国の個人寄附の額は約 2000 億円であり、経済規模や個人金融資産額と考慮してもアメリカ合衆国の規模（約 23 兆円）との差は歴然としている。 株式会社日経リサーチの調査によると、現在寄附を行っていない理由として約 6 割の者が「寄附金が確実に支援に使われるかわからない」と回答している。 また、今後寄附したいと回答している者は 7 割強であるが、寄附を始める・増やす際の重視点として、「寄附金の使途や活動内容の報告を受けられる」と回答する者が約 6 割である。</p> <p>以上より、個人が寄附しやすい環境を整備するためには、個人寄附者と非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能の強化が求められていると言え、その一つの政策手段として非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設は必要である。</p>	

今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	
		政策の達成目標	「新しい公共」の実現のため、NPO法人や一般社団法人、一般財団法人等非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、教育・研究、文化・芸術、スポーツ振興分野への個人寄附を増加させる。
		租税特別措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする
		同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況		
	有効性	要望の措置の適用見込み	株式会社日経リサーチの調査を踏まえ、当該信託の市場規模は、年間あたり 771.5 億円と試算される。このうち、2割が受給者へ給付される前提で制度設計をした場合、617.2 億円の個人寄付が増加すると見込まれる。なお、教育・研究、文化・芸術、スポーツ振興分野への個人寄附は、66.7 億円増加すると見込まれる。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	
		予算上の措置等の要求内容及び金額	
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
		要望の措置の妥当性	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。

これまでの租税特別措置等の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置等の適用実績	
	租税特別措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
	これまでの要望経緯	

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

(文部科学部門)

新設・拡充・延長・その他	
制度名	日本版「ブランドギビング」※信託の創設（非営利団体に寄附する信託の寄附優遇対象化）
税目	個人住民税、法人住民税、事業税
要望の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 非営利団体に対する寄附を目的とする信託 ・特例措置の内容 個人寄附者とNPO法人や一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能を強化する観点から、非営利団体に対する寄附を目的とする信託について、所要の税制措置を講じる。 <p>(1) 信託する金銭に対する寄附金控除の適用 (2) 受託財産からの運用収益に対する非課税措置 (3) 受給者に交付される金銭に対する適切な課税措置 (4) 寄附金控除における繰越控除制度の創設 (5) 金銭の寄附を目的とする有価証券や不動産等の処分に係る譲渡益に対する非課税制度の導入</p> <p>※ 計画的寄附。アメリカでは、例えば非営利団体への寄附を目的に金銭を信託した場合、寄附金控除が受けられるほか、委託者の生存中（または一定期間）、信託財産の一定額が委託者にも戻され、信託期間終了後（又は委託者死亡後）には、残余財産が非営利団体に交付される。</p>
減収見込額 (制度自体の減収額)	(初年度) 百万円 (平年度) 2.7 百万円 (- 百万円) (- 百万円)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 「新しい公共」宣言（平成 22 年 6 月 4 日「新しい公共」円卓会議）や新成長戦略（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）等に盛り込まれている「新しい公共」の実現のためには、その担い手となる NPO 法人や一般社団法人、一般財団法人等の非営利団体の活動を市民や企業が参加して積極的に支え合うことが重要である。そのため、非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人が寄附しやすい環境の整備を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 市民一人一人からの寄附は非営利団体の活動を資金面で支えるものであるが、我が国の個人寄附の額は約 2000 億円であり、経済規模や個人金融資産額と考慮してもアメリカ合衆国の規模（約 23 兆円）との差は歴然としている。 株式会社日経リサーチの調査によると、現在寄附を行っていない理由として約 6 割の者が「寄附金が確実に支援に使われるかわからない」と回答している。 また、今後寄附したいと回答している者は 7 割強であるが、寄附を始める・増やす際の重視点として、「寄附金の使途や活動内容の報告を受けられる」と回答する者が約 6 割である。</p> <p>以上より、個人が寄附しやすい環境を整備するためには、個人寄附者と非営利団体との間をつなぐ寄附仲介機能の強化が求められていると言え、その一つの政策手段として非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設は必要である。</p>

本要望に 対応する 縮減案		
今回 の要 望に 関連する 事項	政策体系 における 政策目的の 位置付け	
	政策の 達成目標	「新しい公共」の実現のため、NPO法人や一般社団法人、一般財団法人等非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、教育・研究、文化・芸術、スポーツ振興分野への個人寄附を増加させる。
	税負担軽減 措置等の適 用又は延長 期間	恒久措置とする
	同上の期間 中の達成 目標	
	政策目標の 達成状況	
	要望の 措置の 適用見込み	株式会社日経リサーチの調査を踏まえ、当該信託の市場規模は、年間あたり771.5億円と試算される。このうち、2割が受給者へ給付される前提で制度設計をした場合、617.2億円の個人寄附が増加すると見込まれる。なお、教育・研究、文化・芸術、スポーツ振興分野への個人寄附は、66.7億円増加すると見込まれる。
相 當 性	要望の措置 の効果見込 み(手段とし ての有効性)	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。
	当該要望項 目以外の税 制上の支援 措置	
	予算上の 措置等の 要求内容 及び金額	
	上記の予算 上の措置等 と要望項目 との関係	

	要望の措置の妥当性	非営利団体に対する寄附を目的とする信託に関する税制措置の創設により、個人寄附の増加につながる。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	
	前回要望時の達成目標	
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯		

厚生労働部門

厚生労働部門 重点要望

○医療機関に対する事業税の特例措置の存続

【日本医師会】【四病院団体協議会】【日本歯科医師会】【日本薬剤師会】

(要望内容)

事業税における次の措置の恒久的な存続を求めるもの。

- ・社会保険診療報酬に対する非課税
- ・自由診療収入等に対する軽減税率

○たばこ税の引き上げ

【日本医師会】【日本看護協会】【日本歯科医師会】

(要望内容)

喫煙・受動喫煙の抑制を図り、国民の健康づくりを推進するため、たばこに係る税率を引き上げることを求めるもの。

○譲渡所得に関する特別控除の特例の範囲の障害者通所サービス等への範囲の拡充（所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税）

【全国社会福祉協議会】

(要望内容)

第2種社会福祉事業でありながら、「簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられる特例」の対象外（保育所や老人デイサービスセンターは対象）となっている障害者の通所サービスやグループホーム等を対象に追加することを求めるもの。

平成23年度税制改正 重点要望事項（国税用）

(厚生労働部門)

新設・拡充・延長・その他	
制度名	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
税目	所得税、法人税
要望の内容	<p>第2種社会福祉事業でありながら、「簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられる特例」の対象外（保育所や老人デイサービスセンターは対象）となっている障害者の通所サービスやグループホーム等を対象に追加することを求める。</p> <p>＜特例措置の内容＞</p> <p>国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム））等の用に供する土地等を譲渡した場合における譲渡所得について、一定の手続により5,000万円までの特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）に加える。</p> <p>※ 「特掲事業」とは、租税特別措置法施行規則（昭和33年大令第15号）第14条第5項第3号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p>
減収見込額 (制度自体の減収額)	(初年度) ▲3,158百万円 (一) (平年度) ▲3,158百万円 (一)
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>障がい者の地域生活を支える日中活動の場、及び住まいの場の一層の整備促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>障がい者が地域で自立した生活を送るために、日中活動の場及び住まいの場を確保することにより安心して地域で生活できる体制づくりが重要である。</p> <p>そのためには、日中活動サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）及び居住サービス（グループホーム、ケアホーム等）を行う施設について、その用地の確保が必要となる。</p> <p>障がい者施設については、障害者自立支援法施行前までは、原則として第1種社会福祉事業に位置付けられており、簡易証明により5,000万円までの特別控除が認められていたところであるが、障害者自立支援法施行後については、通所サービス、グループホーム、ケアホームについては、第2種社会福祉事業に位置付けられ、当該特別控除の適用対象ではなくなった。</p> <p>本措置により、障害者自立支援法施行後、第2種社会福祉事業と位置付けられた通所サービス、グループホーム、ケアホーム等の事業を行う社会福祉法人に対し土地を譲渡した者について、当該事業の用に譲渡所得について5,000万円までの特別控除を認めることで、施設用地の確保が容易となり、障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の整備が一層促進される。</p>

本要望に対応する縮減案	—
今回の要望に関連する事項	政策体系における政策目的の位置付け
	基本目標Ⅷ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること 1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
	政策の達成目標
	障害者の地域生活への移行促進
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間
	恒久措置
	同上の期間中の達成目標
	平成17年度の施設入所者数約14.6万人のうち、平成23年度までに2.1万人以上の地域生活への移行を目指す。
	政策目標の達成状況
	—
有効性	要望の措置の適用見込み
	300～500の事業所が適用される見込み。 ※社会福祉施設調査により新規に施設を必要とする障害福祉サービスの1年間の事業所数増加数を推計
相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)
	本措置により、障害者の地域生活を支える場が整備され、障害者の地域生活への移行が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置
予算上の措置等の要求内容及び金額	同様の要望を国税（個人住民税、法人住民税等）においても行っている。
	○社会福祉施設等施設整備費 障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の日中活動の場やグループホームなどの整備を計画的に促進するために補助を行うもの。 金額 10,000百万円（平成22年度）
上記予算上の措置と相まって、障害者の地域生活の場の整備を行うもの。	上記予算上の措置と相まって、障害者の地域生活の場の整備を行うもの。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法（平成18年4月1日施行）においては、それまでの施設中心のサービス体系から、地域移行を進める観点から利用者が選択できる昼夜分離のサービス体系への再編したところである。 ○ 昼夜分離のサービス体系は、昼間の活動を支援する「日中活動サービス」と夜間の生活を支援する「居住サービス」がその両輪として機能しており、障害者が地域で自立した生活を送るためには、「日中活動サービス」及び「居住サービス」の双方について、必要な障害者に必要なサービスを提供できる体制を整備する必要がある。 ○ サービス提供体制の整備に当たっては、これらの両サービスが施設を必要とするため、その施設用地が必要となるが、当該施設用地を確保することは容易でないという現状があることから、団体等から本措置の導入に係る要望が寄せられている。 ○ そこで、本措置による税制上のインセンティブを与えることにより、これらの施設用地の確保が容易となり、サービス提供体制の整備が図られるとともに、（特に遊休の）民間資産の有効活用につながることが期待できる。 ○ そして、サービス提供体制の整備が図られることにより、障害者の地域移行が進み、自立した生活を送ることができるようになる。 ○ なお、障害者自立支援法におけるサービス体系の再編により、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の通所により利用するサービスは、第一種社会福祉事業から第二種社会福祉事業に整理されたため、特掲事業から外れたところであるが、上記のとおり障害者の地域生活を支える日中活動の場の整備が重要であることを踏まえると、同法施行前と同様に、特掲事業としておくことが適当と考える。 ○ また、通所により利用するサービスである老人デイサービスセンターや保育所についても特掲事業となっており、本措置によりこれらとの均衡も図られることとなる。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	—

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

(厚生労働部門)

新設・拡充・延長・その他	
制度名	譲渡所得に係る特別控除の特例の障害者通所サービス等への範囲の拡充
税目	個人住民税、法人住民税、事業税
要望の内容	<p>第 2 種社会福祉事業でありながら、「簡易な証明により譲渡所得に関する特別控除の適用が受けられる特例」の対象外（保育所や老人デイサービスセンターは対象）となっている障害者の通所サービスやグループホーム等を対象に追加することを求める。</p> <p>＜特例措置の内容＞</p> <p>国、地方公共団体又は社会福祉法人の設置に係る障害福祉サービス事業（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助（グループホーム）及び共同生活介護（ケアホーム））等の用に供する土地等を譲渡した場合における譲渡所得について、一定の手続により 5,000 万円までの特別控除の適用が受けられる「特掲事業」（※）に加える。</p> <p>※ 「特掲事業」とは、租税特別措置法施行規則（昭和 33 年大令第 15 号）第 14 条第 5 項第 3 号に掲げる事業で、資産の買取りをする者の当該資産が同号に掲げる事業に必要なものとして使用することができる資産に該当する旨を証する書類を添附することにより、当該資産の譲渡に係る譲渡所得について、5,000 万円までの特別控除の適用が受けられるものをいう。</p> <p>租税特別措置法第 33 条第 1 項第 2 号、第 33 条の 2 第 1 項第 1 号、 第 64 条第 1 項第 2 号、第 65 条第 1 項第 1 号 租税特別措置法施行規則第 14 条第 5 項第 3 号イ、第 22 条の 2 第 4 項第 1 号</p>
減収見込額 (制度自体の減収額)	(初年度) ▲1053 百万円 (一) (平年度) ▲1053 百万円 (一)

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的 障がい者の地域生活を支える日中活動の場、及び住まいの場の一層の整備促進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性 障がい者が地域で自立した生活を送るために、日中活動の場及び住まいの場を確保することにより安心して地域で生活できる体制づくりが重要である。</p> <p>そのためには、日中活動サービス（療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）及び居住サービス（グループホーム、ケアホーム等）を行う施設について、その用地の確保が必要となる。</p> <p>障がい者施設については、障害者自立支援法施行前までは、原則として第1種社会福祉事業に位置付けられており、簡易証明により5,000万円までの特別控除が認められていたところであるが、障害者自立支援法施行後については、通所サービス、グループホーム、ケアホームについては、第2種社会福祉事業に位置付けられ、当該特別控除の適用対象ではなくなった。</p> <p>本措置により、障害者自立支援法施行後、第2種社会福祉事業と位置付けられた通所サービス、グループホーム、ケアホーム等の事業を行う社会福祉法人に対し土地を譲渡した者について、当該事業の用に譲渡所得について5,000万円までの特別控除を認めることで、施設用地の確保が容易となり、障害者の地域生活を支える日中活動の場及び住まいの場の整備が一層促進される。</p>		
	本要望に対応する縮減案		
本要望に対応する縮減案	—		
今回の要望に関する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅲ 障害のある人も障害のない人も地域でともに生活し、活動する社会づくりを推進すること 施策目標1 必要な保健福祉サービスが的確に提供される体制を整備し、障害者の地域における自立を支援すること 1-1 障害者の地域における自立を支援するため、障害者の生活の場、働く場や地域における支援体制を整備すること
		政策の達成目標	障害者の地域生活への移行促進
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	平成17年度の施設入所者数約14.6万人のうち、平成23年度までに2.1万人以上の地域生活への移行を目指す。
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	300～500の事業所が適用される見込み。 ※社会福祉施設調査により新規に施設を必要とする障害福祉サービスの1年間の事業所数増加数を推計
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	本措置により、障害者の地域生活を支える場が整備され、障害者の地域生活への移行が進む。なお、公費による給付費の負担が減少すると見込まれる。	

		当該要望項目以外の税制上の支援措置	同様の要望を国税（所得税、法人税等）においても行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	○社会福祉施設等施設整備費 障害者の就労支援や地域移行支援の充実を図るため、就労移行支援、生活介護、自立訓練等の日中活動の場やグループホームなどの整備を計画的に促進するために補助を行うもの。 金額 10,000百万円（平成22年度）	
	上記予算上の措置と相まって、障害者の地域生活の場の整備を行うもの。	上記予算上の措置と相まって、障害者の地域生活の場の整備を行うもの。	
相当性	要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者自立支援法（平成18年4月1日施行）においては、それまでの施設中心のサービス体系から、地域移行を進める観点から利用者が選択できる昼夜分離のサービス体系への再編したところである。 ○ 昼夜分離のサービス体系は、昼間の活動を支援する「日中活動サービス」と夜間の生活を支援する「居住サービス」がその両輪として機能しており、障害者が地域で自立した生活を送るためには、「日中活動サービス」及び「居住サービス」の双方について、必要な障害者に必要なサービスを提供できる体制を整備する必要がある。 ○ サービス提供体制の整備に当たっては、これらの両サービスが施設を必要とするため、その施設用地が必要となるが、当該施設用地を確保することは容易でないという現状があることから、団体等から本措置の導入に係る要望が寄せられている。 ○ そこで、本措置による税制上のインセンティブを与えることにより、これらの施設用地の確保が容易となり、サービス提供体制の整備が図られるとともに、（特に遊休の）民間資産の有効活用につながることが期待できる。 ○ そして、サービス提供体制の整備が図られることにより、障害者の地域移行が進み、自立した生活を送ることができるようになる。 ○ なお、障害者自立支援法におけるサービス体系の再編により、療養介護、生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援の通所により利用するサービスは、第一種社会福祉事業から第二種社会福祉事業に整理されたため、特掲事業から外れたところであるが、上記のとおり障害者の地域生活を支える日中活動の場の整備が重要であることを踏まえると、同法施行前と同様に、特掲事業としておくことが適当と考える。 ○ また、通所により利用するサービスである老人デイサービスセンターや保育所についても特掲事業となっており、本措置によりこれらとの均衡も図られることとなる。 	
する事項と効果に関する連絡	等の適用実績これまでの税負担これまでの税負担軽減措置等の適用実績	一	

税負担軽減措置等の適用による効果 (手段としての有効性)	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	—

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（国税・地方税）

(厚生労働部門)

新設・拡充・延長・その他					
制度名	たばこ税				
税目	国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とした、たばこ税の税率の引き上げ				
要望の内容	<p>「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」、「健康日本 21」及び「がん対策推進基本計画」等を踏まえ、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、たばこ税のさらなる引上げを要望する。</p> <p>関係条文 たばこ税法第 11 条、地方税法第 74 条の 5、第 468 条</p>				
減収見込額 (制度自体の減収額)	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; width: 50%;">(初年度) — 百万円</td><td style="text-align: center; width: 50%;">(平年度) — 百万円</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(— 百万円)</td><td style="text-align: center;">(— 百万円)</td></tr> </table>	(初年度) — 百万円	(平年度) — 百万円	(— 百万円)	(— 百万円)
(初年度) — 百万円	(平年度) — 百万円				
(— 百万円)	(— 百万円)				
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>たばこ税の税率を引き上げることによって、「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」及び「健康日本 21」等で提唱されている喫煙率の減少に向けたたばこ対策の推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成 22 年度税制改正要望において、たばこ税の税率の引き上げを要望し、税制改正大綱において、 <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。 ・たばこの消費や税収、たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、新たな枠組みの構築を目指す。 ・平成 22 年度において、1 本あたり、3.5 円の税率を引き上げる。 ○ 平成 17 年 2 月に発効した「たばこの規制に関する世界保健機関枠組条約」においては、たばこの消費及びたばこの煙にさらされることが死亡、疫病及び障害を引き起こすことが科学的証拠により明白に証明されていること、並びに価格及び課税に関する措置が、様々な人々、特に年少者のたばこの消費を減少させることに関する効果的及び重要な手段であること等が規定されている。また、他の先進諸国と比べて我が国のたばこ価格が低い状況にある。 ○ 「たばこ規制に関する世界保健機関枠組条約」の締結国として、たばこ対策の一層の取組が求められている。また、「健康 21」において、たばこに関する目標が設定されていることや「がん対策推進基本計画」においても、たばこ対策が重要な位置付けとされていることを踏まえ、引き続き、たばこ対策を協力して進める必要がある。 				
本要望に対応する縮減案	—				

今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること 11 妊産婦・児童から高齢者に至るまでの幅広い年齢層において、地域・職場などの様々な場所で、国民的な健康づくりを推進すること 11-2 生活習慣の改善等により健康寿命の延伸等を図るとともに、がんによる死亡者の減少を図ること
		政策の達成目標	国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制し、たばこが健康に与える悪影響を減らす。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	一
		同上の期間中の達成目標	一
		政策目標の達成状況	一
	有効性	要望の措置の適用見込み	一
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	たばこ税の税率を引き上げることで、たばこの消費が抑制されるとが期待でき、たばこが健康に与える悪影響を減らす手段として有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	一
		予算上の措置等の要求内容及び金額	平成23年度概算要求において、たばこ対策関係予算として、747百万円を要求している。
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	たばこの健康影響に関する普及啓発等を行うことに合わせて、聖人の喫煙率の減少、未成年者の喫煙防止等に効果的なたばこ税の税率の引き上げを行う。
	要望の措置の妥当性		たばこの税の税率の引き上げにより、成人の喫煙率の減少、未成年の喫煙防止等が期待でき、本措置は国民の健康づくりという政策目的を実現する手段として適格である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果(手段としての有効性)	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
	これまでの要望経緯	<p>○ 平成 22 年度税制改正要望において、たばこ税の税率の引き上げを要望し、税制改正大綱において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・たばこ税については、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、将来に向かって、税率を引き上げていく必要がある。 ・たばこの消費や税収、たばこ関係者の生活や事業の将来像を見据えて、現行のたばこ事業法を改廃し、たばこ事業のあり方について、新たな枠組みの構築を目指す。 ・平成 22 年度において、1 本あたり、3.5 円の税率を引き上げることが、閣議決定された。

平成 23 年度税制改正 重点要望事項（地方税用）

(厚生労働部門)

新設・拡充・延長・その他	
制度名	医療機関に対する事業税の特例措置の存続
税目	事業税
要望の内容	<p>(1) 社会保険診療報酬に対する非課税の恒久的な存続を求める。 地方税法第 72 条の 23、地方税法第 72 条の 49 の 8 ・社会保険診療は世界に冠たる我が国の国民皆保険制度の中で、社会保険診療報酬という低廉な公定価格の下にフリーアクセスで国民に必要な医療を提供するものであり、極めて高度の公共性を有している。 ・そのため、所得金額の計算上、社会保険診療報酬に係る収入は、医療機関の総収入金額等に算入されず、また、社会保険診療に係る経費は、当該医療機関の必要経費等に算入されないこととなっている。 ・社会保険診療は、国民に必要な医療を提供するという高度の公共性を有するものであることを踏まえ、社会保険診療報酬に係る事業税の非課税措置を存続する。</p> <p>(2) 医療法人の社会保険診療以外部分に係る軽減措置の恒久的な存続を求める。 地方税法第 72 条の 24 の 7 医療法人制度は、医療経営者に対し法人格取得の道を開き、医業経営に必要な資金集積を容易にさせつつ、剰余金配当の禁止や収益事業の実施を原則として認めないこと等を通じて、高度の公共性を有する医業の実施に専念させ、良質かつ適切な医療が効率的かつ安定的に提供されることを期待したものである。 また、平成 18 年の医療法改正においては、医療法人の果たすべき公益性の高さに注目し、運営の透明性の確保等の観点から、財務情報の公開、持分に応じた社員議決権配分の禁止等の規制を新設したところ。 医療事業の安定性・継続性を高め、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保に資する医療法人制度を支援するため、当該軽減措置を存続すること。</p>
減収見込額 (制度自体の減収額)	(1) (初年度) - (▲88,039 百万円) (平年度) - (▲88,039 百万円) () 百万円 () 百万円 (2) (初年度) - (▲1,367 百万円) (平年度) - (▲1,367 百万円) () 百万円 () 百万円

新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>1. 政策目的</p> <p>(1) 社会保険診療は、国民皆保険の中で、フリーアクセスで国民に必要な医療を提供し、地域の医療提供体制の整備・拡充を図るものである。</p> <p>(2) 医療提供体制の中心である医療法人について、安定経営に資するようその下支えを行い、もって地域の安定的・継続的な医療提供体制の整備・拡充を行う。</p> <p>2. 施策の必要性</p> <p>(1) 我が国では、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を低廉な価格で受けられるように、国民皆保険制度及びフリーアクセスの仕組みを実現している。この制度を将来にわたり維持、継続するという要請に応え、あまねく日本全国において、公定価格の下に良質な医療を安定的に供給することを実質化するものとして社会保険診療がある。このように社会保険診療は国民の生活の安定と福祉の向上に資する、極めて高い公共性を有している。</p> <p>(2) 医療は、人間の生命や尊厳に直接かかわるものであり、国及び地方公共団体は、すべての国民に対し、良質かつ適切な医療を効率的かつ安定的に提供する体制を確保することが法律上の責務とされている。</p> <p>特に医療提供体制の中心的存在である医療法人については、医療の持つ高い公共性を反映して、多くの規制を受け、配当の禁止等、営利追求も禁止されている。一方、医師法第19条により定められている医師の応招義務により、労働集約型で他の法人に比して人件費の負担も重くなりざるを得ない環境にあることを踏まえると、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、国民の意識の変化等、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、良質で効率的な医療提供体制を確保していくためには、現行の措置の存続による下支えが必要である。</p>		
	本要望に対応する縮減案		
今回の要望に関連する事項 合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅰ 安心・信頼してかかる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること	施策大目標1 地域において必要な医療を提供できる体制を整備すること
		施策中目標1 日常生活圏の中で良質かつ適切な医療が効率的に提供できる体制を整備すること	地域医療提供体制を維持する。
	政策の達成目標	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置
		同上の期間中の達成目標	地域医療提供体制を維持する。
	政策目標の達成状況	地域の医療提供体制を維持できている。	

有効性	要望の措置の適用見込み	(1) 124,908 件／年 ※平成21年6月実施第17回医療経済実態調査及び平成20年医療施設調査より推計 (2) 24,402 件／年 ※平成20年分税務統計から見た法人企業の実態（国税庁）から推計
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、高度な公共性を有する医療提供体制を確保していくためには、本措置の存続による下支えが有効である。
	当該要望項目以外の税制上の支援措置	社会保険診療報酬に係る概算経费率制度（所得税・法人税）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
相当性	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	(1) 労働集約型で人件費の負担も少なくない制約の中、少子高齢化の進展、医療技術の進歩、医療に対する国民の高い要求水準など国民の意識の変化や、昨今の医師不足や救急医療に対する不安など、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、極めて高い公共性を有する社会保険診療の提供体制を確保していくためには、本特例措置の存続による下支えが必要である。 (2) 医療提供体制の中核的存在である医療法人が、医療を取り巻く環境の変化に適切に対応しつつ、全ての国民がいつでもどこでも必要な医療を安心して受けられるよう地域の医療提供体制を整備・拡充していくためには医療従事者が萎縮することなく安定した経営が出来るよう、営利法人と異なる現行措置の存続が必要である。
これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	(1) 平成21年 110,071百万円 平成20年 118,224百万円 平成19年 86,892百万円 平成18年 89,500百万円 平成17年 87,600百万円 (2) 平成21年 21,986件 785百万円 平成20年 25,314件 945百万円 平成19年 23,715件 1,032百万円
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	労働集約型で人件費の負担が大きいという経営上の制約の中、高度な公共性を有する社会保険診療提供体制を確保していくためには、本措置の存続による下支えが有効である。
	前回要望時の達成目標	地域医療提供体制を維持する。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—

これまでの 要望経緯	昭和 27 年度創設、毎年度要望の結果、存続
---------------	------------------------